

## 関西医療大学 大学院履修および試験等に関する規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、本大学院における授業科目の履修方法及び単位認定に関して、必要な事項を定める。

### (授業科目の開設等)

第 2 条 授業科目は、必修科目と選択科目とする。

2 各年次ともその年次において、開講する授業科目、単位数、担当教員および時間割は、学年の始めに決定し、発表する。

### (履 修 願)

第 3 条 学生は、選択科目である専門教育科目からあらかじめ、履修しようとする科目を選択し、毎学年4月の定められた日までに所定の履修願を教学部教務課（以下「教務課」という。）に提出しなければならない。

2 一旦第1項に定める手続きがなされた後の変更、追加、削除等は、原則として認めない。

### (履修の条件)

第 4 条 学生は、原則として、学則別表第1（授業科目）に従い、その年次に配当された授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

### (単位授与)

第 5 条 学則第25条に基づき、第2条に定める授業科目の講義、演習、または実習を履修し、試験に合格したものに所定の単位を与える。

### (成績の評価)

第 6 条 前条により単位を授与された科目の成績の評価は、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDとし、C以上を合格とする。

2 2学期にわたる授業科目については、各学期に取得した点数の平均点をもって、その成績とする。

### (試 験)

第 7 条 試験は、定期試験、追試験、再試験とする。

2 試験は、試験科目および期間または期日を定めて行う。

### (受験要件)

第 8 条 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受ける授業科目について、第3条第1項の手続きをしていないとき。
- (2) 試験を受けようとする授業科目の授業時間数の3分の1以上を欠席しているとき。ただし、実習および演習については、5分の1以上欠席しているとき。
- (3) 授業料等の学費を滞納しているとき。
- (4) 学則第40条に規定する懲戒処分を現に受けているとき。

- 2 試験において、不正行為があった場合、それまでの当該試験期間中に行われた試験は無効とし、以後の試験は受験させない。

(試験欠席届)

第 9 条 病気その他、正当な理由で試験を受けることのできない学生は、あらかじめ、医師の診断書または理由書を添えて、速やかに試験欠席届を教務課に提出しなければならない。ただし、やむを得ぬ事情がある場合は、当該授業科目の試験日から1週間その提出を猶予する。

(定期試験)

第 10 条 定期試験は、学期ごとに授業科目について、1回以上行う。ただし、授業科目により、平常の成績またはレポートの提出をもって、試験に代えることができる。

(レポート)

第 11 条 前条のレポート提出については、次のとおりとする。

- (1) レポートの課題、様式、提出期限およびその他の注意事項については、教務課が掲示によって指示する。
- (2) 前条のただし書のレポートを定められた期日までに提出しなかった者は、当該科目を棄権したものとみなす。
- (3) 第 8 条第 1 項の規定により、受験資格を失った者のレポートは、これを受理しない。

(追 試 験)

第 12 条 病気、その他の理由で定期試験を受けることができず、第 9 条に定める手続きを行ったものに対し、追試験を行う。

- 2 追試験を受けようとする学生は、所定の願を教務課に提出しなければならない。
- 3 第 1 項に定める追試験には、第 10 条のただし書を準用する。

(再 試 験)

第 13 条 第 6 条第 1 項に定める成績が 60 点未満である者に対して、再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受けようとする学生は、所定の願を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。
- 3 再試験の成績は、60 点を上限とし、第 6 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、成績評価する。なお、この試験の追試験は、行わない。
- 4 定期試験を受験しない学生には、第 1 項に定める再試験を行わない。ただし、特別な事由がある場合には、この限りでない。
- 5 追試験の再試験は行わない。
- 6 第 1 項に定める再試験には、第 10 条のただし書を準用する。

(単位認定試験)

第 14 条 前年度において、定期試験および追試験または再試験で不合格となり単位を取得できなかった科目については、次年度において単位認定試験を行うこととする。

なお、当該試験の成績評価等については、前条に準ずることとする。

(修了)

第15条 修了は、学則第28条に定める修了の要件を満たしたものについて認める。

- 2 前項において、修了を認められなかった場合は、前項の要件を満たすまで原級に留まり、単位未取得科目を履修するものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。